

(様式 1-3)

二本松市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 9 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	屋内市民プール施設整備事業	事業番号	B-1-1
交付団体	二本松市		事業実施主体	二本松市	
総交付対象事業費	1,530,801 (千円)		全体事業費	1,732,084 (千円)	
事業概要					
○事業の概要 二本松市では、平成 24 年 1 月に二本松市復興計画を策定し東日本大震災の復興に取り組んでいる。本計画は 3 つの基本理念に基づき取り組んでいるが、その中の 1 つ目の基本理念として、安全・安心のまちづくりを掲げている。その重要施策のひとつとして、スポーツ施設の整備充実を図ることとし、具体的な事業として、総合運動公園の施設として一体的に屋内市民プール整備を位置付けている。 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染に対して、多くの市民が不安を感じている。現在、放射線が健康に与える影響を懸念し、子ども達に屋外での遊びや運動を控えさせるなど、屋外活動の制限を行っている影響を受け、子供たちに肥満傾向と運動能力の低下が現れている。 については、子ども達が安全に安心して利用できる、健康・スポーツを推進するための体力増進施設を整備することが必要であり、屋内温水プールを整備する。 ・ H25 調査設計業務 ・ H26 建築工事等 温水プール (25m×8 コース)、幼児用プール、採暖室、シャワー室、更衣室等 (別添のとおり)					
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (制度要綱第 5 の 4 の一) ※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。 二本松市復興計画 施策の柱 1 安全・安心のまちづくり 施策 2 (4) 市民総スポーツ社会の実現 取り組み事項 スポーツ施設の整備充実					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1) 原子力災害前後で市の人口の 1. 1 %にあたる 618 人が市外に避難した結果、児童生徒数に影響を及ぼしている。また、小売店の売り上げ等、地域経済に影響が生じている。更には農産物の生産意欲の低下等、地域の産業復興の妨げとなっている。 平成 25 年 1 月 1 日現在現住人口 57,394 人 (福島県現住人口調査月報) 平成 24 年 10 月 1 日現在避難者数 618 人 (全国避難者情報システム) 平成 22 年国勢調査結果人口 59,871 人					
【子どもの運動機会の確保のための事業】 ○事業実施の必要性 (制度要綱第 5 の 1) 体力低下の傾向が著しい子ども達を対象に、運動機会の確保や体力の向上を図るため、屋内プール施設を整備するとともに、子ども達が安心・安全に運動に取り組めるように教室を開催したり、目標をもって運動に取り組めるよう大会を開催するなど、子どもの興味や関心を引き出す必要がある。					

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

子供たちが特に影響を受けやすいとされる放射線による健康への影響の不安から、子供たちを守ろうと外出を控えさせる傾向にあり、ストレスや運動不足による食欲不振、不眠、肥満が懸念されている。

平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、福島県は全国平均を上回った種目がなく、体力・運動能力が低下していることが指摘されているが、更に二本松市内小中学生の体力テスト結果によると、学年別・男女別・種目別の項目で、県平均を上回る項目27に対し、下回る項目53と、下回る項目が多い状況となっており、特に市内の小中学生の体力・運動能力が低下している。（参考データ「体力テスト市平均と県平均の比較」参照）

また、学校保健統計によれば二本松市内の小学校では肥満傾向の児童の割合がH22は10.45%、H23は11.21%、H24は12.40%と原子力発電所事故以降確実に増えており、子どもたちの肥満傾向が高くなってきている状況にある。（参考データ「肥満児童・生徒の割合の推移」参照）

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

原子力発電所事故後、学校等の除染作業を早急に行うとともに、子ども達の健康・安全を最優先とするため、学校等での屋外における活動時間の目安を設定（幼稚園1時間、小学校2時間、中学校3時間）し、運動会についても屋内開催でないと保護者の理解が得られないなど、子ども達の運動する機会が大きく奪われた。現在では、学校の除染も終了し、空間放射線量が低下してきていることから、屋外での運動機会も確保されてきているが、放射線による健康への影響の不安から、公園等の屋外での遊びは敬遠される傾向がある。このため、市民プールの利用（小人）については、平成22年度に延べ11,552人であったものが、平成23年度は原子力発電所事故の影響で休止、平成24年度は延べ4,988人と激減しており、子ども達の運動機会が大きく制限されている。

また、既存の市民プールは屋外施設のうえ老朽化により廃止することが決定しており、その跡地には、（仮称）にほんまつ保育所が建設される予定となっている。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

既存の市民プールは屋外施設であり、除染を実施し、ある程度空間放射線量が下がったものの、子ども達に放射線による健康への影響があるのではないかと不安に思う保護者を安心させるまでには至らず、施設が老朽化していることもあり、保護者が安心できる施設で、なおかつ子ども達に魅力ある施設にするためには既存の施設を改修することでは困難である。そのため、既存のプールは廃止し、市民からの強い要望と、市議会において屋内温水プールとして新設することが必要であると認識をされている屋内市民プールを建設するとともに、子ども達が魅力を感じる設備を備えることにより、子ども達の運動機会の確保を図る必要がある。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

屋内プールについては、多くの市民から建設について要望書が提出され、市議会においても屋内温水プールを新設することが必要であると認識をされていることから、子ども達を安心して安全に運動させることができる施設を早急に整備することが強く求められている。体育館やグラウンド等が設置されている霞ヶ城公園の運動施設区に隣接するかたちで屋内プールを整備し、子ども達が運動できる施設の区域として一体的に整備・管理を行うものである。プールを屋内温水施設として整備することにより、子ども達に安心して利用させることができるとともに、年間を通しての利用が可能となり、中学生以下の子ども達が年間延べ3万4千人利用することを想定している。

また、総合運動公園として複数の運動施設が一体的に整備されることにより、効率的な管理運営を行う

ことが可能である。市営の施設として計画的な運営・維持管理を行い、中長期的な予算、人員の確保が可能である。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

霞ヶ城公園の運動施設区は、旧二本松市の北側の市街地に位置し、小中学校にも近く、体育館やグラウンド等の運動施設を集めた総合運動公園として親しまれている区域であり、子ども達の活動の場となっている。そこで、同じ区域に施設を集約して整備することで、複数の施設を続けて利用することも容易となるなど利便性が図られる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

屋内市民プールにおける運動の効果を一層向上させるため、水泳教室を開催したり、目標をもって運動に取り組めるよう大会を開催するなど、子どもの興味や関心を引き出しながら施設の活用を促し、運動する機会を増やすような取り組みを実施する。

○その他

施設の利用者数調査や、利用者アンケートにより事業効果について検証を行う。

【子育て定住支援賃貸住宅の建設】

○地域住宅計画の目標に避難者の住宅対策を位置付けるとともに、子育て定住支援賃貸住宅に関する事業が位置付けられていること（制度要綱第5の4の三①）

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	